

「学校いじめ防止基本方針」

河北町立谷地南部小学校

1 はじめに

《基本姿勢》

【いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる意識で】
【児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携し、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組む】

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ・教職員全員の共通理解（校内研修・職員会議）
いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、
- ・児童に対する全校集会や学級活動などでの指導（校長や教職員）
日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・児童と教職員の認識の共有（意識付けを図る校内掲示、学校だよりへの掲載）
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・指導の在り方に関わる細心の注意
教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう注意を払う。

(2) 児童に培う力とその取り組み

①児童に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・児童が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスに適切に対処できる力
- ・自己有用感、自己肯定感

②その取り組み

- ・学校の教育活動全体を通して行う
道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・一人一人が活躍できる集団づくり（学級経営の充実）
- ・自己有用感が持ち、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会。
- ・主体的に取り組むことができる体験の機会の創設。
- ・社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

◆いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、
教育相談担当、養護教諭、該当担任

○校外関係者：学校評議員代表、学校医、教育委員会、町福祉課、教育相談員
地区主任児童委員、民生委員代表、南部地区青少年育成会議会長
寒河江警察署生活安全課少年補導専門官

※校外関係者は、必要に応じて会議への参加を要請する。

- ◆当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取り組みを行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。
 - いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - 保護者・関係機関と連携した組織的な対応
 - i いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ii 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護・関係機関と連携した対応を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取り組み

- ・児童会によるいじめ撲滅の宣言やいじめ防止標語作り
児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る
学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて
- ・地域や家庭に対するいじめの問題の重要性の広報活動と緊密な連携協力体制構築
- ・学校、家庭、地域におけるいじめの問題について協議する機会の設置

3 早期発見の在り方

(1) いじめの積極的な認知（見えにくいいじめを察知するための具体的な対応）

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める
- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行う
- ・定期的な無記名式アンケート調査
- ・定期的な教育相談・日常の観察による声かけの実施
- ・いじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築
- ・休み時間や放課後の雑談、個人ノートや生活ノート、日記等を活用しての交友関係や悩みの把握
- ・個人面談や家庭訪問の機会の活用

- ①児童と担任との個人面談を6月に実施し、担任との信頼関係を築くとともに、いじめの早期発見に努める。
- ②6月と11月のいじめ発見調査アンケートを活用し、いじめの早期発見と早期解消に努める。
 - ア、児童及び保護者アンケート集約
 - イ、アンケート結果から明らかになったことの職員共通理解
 - ウ、児童への全体指導・学級での全体指導・学級での個別指導
 - エ、不安を抱える保護者への相談

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・抵抗なくいじめに関して相談できる体制の整備
- ・相談室の活用、電話相談窓口についての広報
- ・児童の個人情報についての対外的な取扱いの方針徹底
- ・安心して相談できる態度での対応・真摯な対応

(3) 地域や家庭との連携

- ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。
- ・軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく寒河江警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的対応

- ・発見、通報を受けた時は躊躇せず校内「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。
- ・当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。自尊感情を高めるよう留意する
- ・児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・状況に応じて出席停止制度の活用について河北町教育委員会と協議する。

(5) **集団へのはたらきかけ**

- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・同調していた児童に対しては、自らの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級内に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。(学級全体での話し合い)
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) **ネットいじめへの対応 等**

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ・パスワード付きサイトや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については河北町教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く河北町教育委員会を通じて河北町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて河北町教育委員会、寒河江警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「学校生活アンケート」の実施、それを受けた個人面談を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。

① 6月と11月のいじめ発見調査アンケートを活用し、いじめの早期発見と早期解消に努める。

② 6月の個人面談では、いじめ等の悩みを聞き取るだけでなく、担任との信頼関係を築くことに重点を置き、いじめを相談しやすい雰囲気作りに努める。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

① 年間を通した重点事項を設定し、それに応じて月毎の生徒指導重点事項を設定し、計画的に生徒指導を行っていく。

② 児童会活動では、児童の主体的な活動を重視し、児童の自己有用感を高める指導を行う。

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

①5月と10月にいじめに関する校内研修会を実施する。

②6月と11月の「いじめ発見調査アンケート」を集計し1学期と2学期のいじめ問題の対応についての評価・改善を行う。

(2) 学級経営など集団における児童理解の研修

- ・いじめ問題だけでなく関わらず学級経営や学級集団の状況についての研修を深める。

①年度当初に学級経営に関わる研修会を実施する。

②5月（1学年は7月）と10月にQ-Uテストを実施し、個々の児童の学級生活に関する満足度や生活意欲等について把握し指導に役立てる。

③Q-Uテストの結果を分析し「アセスメントシート」を作成し学級経営の改善を図る。

(3) その他・学習指導等に関する研修

- ・学校研究を中心に学習意欲と学力の向上をめざす。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。
- ・いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。